五　津波に関する警報が発令された場合における緊急遮断装置、消火設備、防液堤その他の保安に関する設備等の作業手順及び当該設備等の機能が喪失した場合における対応策に関すること。

六　津波による被害を受けた製造施設の保安確保の方法に関すること。

10　津波防災地域づくりに関する法律第八条第一項の規定による津波浸水想定の設定の際、当該想定が設定された区域内において冷凍に係る高圧ガスの製造を行う事業所を現に管理している第一種製造者は、当該設定があった日から一年以内に、前項に規定する事項の細目について、法第二十六条第一項の規定により、事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

別表第一（第二十五条関係）

検査項目	完成検査の方法
1　製造設備が定置式製造設備である製造施設の場合	
一～五　［略］	一～五　［略］
六　第七条第一項第五号の耐震設計構造物の耐震に関する性能	六　耐震設計構造物が適切な耐震に関する性能を有することを目視及び図面により検査する。
七～十九　［略］	七～十九　［略］
2　［略］	
備考　［略］	

備考　表中の［　］の記載は注記である。

（液化石油ガス保安規則の一部改正）

第三条　液化石油ガス保安規則（昭和四十一年通商産業省令第五十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し、又は破線で囲んだ部分はこれに順次対応する改正後欄に掲げる既定の傍線を付し、又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄に二重傍線を付した規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（第一種製造者に係る製造の許可の申請）	（第一種製造者に係る製造の許可の申請）
第三条　法第五条第一項の規定により、同項第一号の許可を受けようとする者は、様式第一の高圧ガス製造許可申請書に製造計画書を添えて、事業所の所在地（移動式製造設備を使用する者にあつては、当該設備の使用の本拠の所在地。以下同じ。）を管轄する都道府県知事（当該事業所の所在地が地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）の区域内にある場合であつて、当該事業所に係る事務が高圧ガス保安法施行令（平成九年政令第二十号。以下「令」という。）第二十二条に規定する事務に該当しない場合にあつては、当該所在地を管轄する指定都市の長。次条、第十条、第十条の二、第十五条第一項、第十六条第二項、第十七条第一項、第二十九条第二項、第三十八条の二、第四十二条第一項及び第二項、第五十一条第一項、第五十一条の二、第五十四条第一項、第五十六条、第六十一条第一項、第四項及び第十項、第六十五条第一項及び第二項、第六十九条、第七十三条、第七十六条第三項、第七十七条第二項、第四項及び第五項、第七十八条第三項及び第五項、第七十九条第一項及び第二項並びに第九十二条第一項及び第三項において同じ。）に提	**第三条**　法第五条第一項の規定により、同項第一号の許可を受けようとする者は、様式第一の高圧ガス製造許可申請書に製造計画書を添えて、事業所の所在地（移動式製造設備を使用する者にあつては、当該設備の使用の本拠の所在地。以下同じ。）を管轄する都道府県知事（当該事業所の所在地が地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）の区域内にある場合であつて、当該事業所に係る事務が高圧ガス保安法施行令（平成九年政令第二十号。以下「令」という。）第二十二条に規定する事務に該当しない場合にあつては、当該所在地を管轄する指定都市の長。次条、第十条、第十条の二、第十五条第一項、第十六条第二項、第十七条第一項、第二十九条第二項、第三十八条の二、第四十二条第一項及び第二項、第五十一条第一項、第五十一条の二、第五十四条第一項、第五十六条、第六十一条第一項及び第四項、第六十五条第一項及び第二項、第六十九条、第七十三条、第七十六条第三項、第七十七条第二項、第四項及び第五項、第七十八条第三項及び第五項、第七十九条第一項及び第二項並びに第九十二条第一項及び第三項において同じ。）に提出しなけれ

［新設］

別表第一（第二十五条関係）

検査項目	完成検査の方法
1　製造設備が定置式製造設備である製造施設の場合	
一～五　［略］	一～五　［略］
六　第七条第一項第五号の耐震設計構造物の地震の影響に対して安全な構造	六　耐震設計構造物の地震の影響に対して安全である構造の状況を目視及び図面により検査する。
七～十九　［略］	七～十九　［略］
2　［略］	
備考　［略］	